

戸田市省エネ家電製品買換費補助金交付要綱

令和6年3月28日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市地球温暖化対策条例（平成21年条例第26号）第20条の規定に基づき、環境への負荷の少ない省エネ家電製品（以下「省エネ家電製品」という。）への買換えを促進し、もって、本市の脱炭素化を図るため、省エネ家電製品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で戸田市省エネ家電製品買換費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気冷蔵庫 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2021年度）が100%以上であるもの
- (2) エアコンディショナー 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2027年度）が100%以上であるもの
- (3) 省エネ家電製品 電気冷蔵庫及びエアコンディショナーをいう。

(補助対象機器)

第3条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号のいずれにも該当する省エネ家電製品とする。

- (1) 市内の店舗又は事業所において、市長が別に定める期間内に購入（リース品及びサブスクリプションサービスを利用したものを除く。）し、かつ、設置したものであること。
- (2) 自らが居住する市内の住宅において使用していた既存の家電製品から同品目の省エネ家電製品に買換えたものであること。
- (3) 新品であること。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基

本台帳に記録されている者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 交付対象者本人と同一の世帯員が、既にこの要綱に基づく補助金その他同等の制度等に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、機器本体の購入費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象経費としない。

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 補助対象機器の運搬及び設置並びに既設製品の取り外しに要する経費（補助金額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と2万円とを比較していずれか少ない方の額とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき補助対象機器1台までとする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市省エネ家電製品買換費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

(1) 補助対象機器の購入費に係る領収書及びその内訳書の写し

(2) 省エネ基準達成率が確認できる書類の写し

(3) 省エネ家電製品の製造事業者が発行した省エネ家電製品の保証書の写し

(4) 補助対象機器の設置に係る証明書（取付工事注文書、配送注文書、納品書等の設置場所及び納品日が分かるもの）の写し

(5) 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

(6) 設置後の省エネ家電製品のカラー写真

(7) 市税を滞納していないことを証明する書類の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の同意を得て公簿等により確認できるときは、同項第7号の書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又

は提示させること等により、本人確認を行うことができる。

(交付申請の受付停止等)

第8条 第3条第1号の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請書による補助予定金額の総額が予算の範囲を超える日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了する。

2 前項の場合において、受付終了日における申請者（書類に不備があった者を除く。）に対する補助金の交付については、当該申請者の中から抽選を行い、当該抽選順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、戸田市省エネ家電製品買換費補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、市職員に当該申請に係る補助対象機器の設置場所等に立ち入らせ、又は当該補助対象機器を検査させることができる。

(処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、当該交付の対象となった補助対象機器を、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(交付決定者への協力依頼)

第11条 市長は、交付決定者に対し、省エネ家電製品に買い換えた効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。